

各種手当をご存じですか？

在宅で重度の障がいを持つ人や心身に一定以上の障がいのある児童を養育している人に支給される手当があります。要件などは次のとおりです。※各手当には、所得制限があります。

障害児福祉手当 (月額 14,330 円)

身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の人に支給されます。なお、障害年金等を受給している人、施設などに入所している人には支給されません。

特別障害者手当 (月額 26,340 円)

身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給されます。なお、施設などに入所している人、病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院している人には支給されません。

特別児童扶養手当 1級 (月額 50,550 円) 2級 (月額 33,670 円)

心身に一定以上の障がいのある20歳未満の人を養育する人に、障がいの程度に応じ、特別児童扶養手当が支給されます。

なお、対象となる児童が、児童福祉施設などに入所している場合は支給されません。

各種手当を受けている人は 現況届の提出を忘れずに！

- 特別児童扶養手当 ●障害児福祉手当
- 特別障害者手当 ●経過的福祉手当

これらの手当を受けている人は、受給資格要件を確認するために、毎年8月1日現在の状況を記載した「現況届」を提出することになって

提出期間
8月11日(木)～31日(水)

います。必要書類などは手当を受けている人に直接通知します。この「現況届」の提出がなければ8月以降の手当の支給がなくなりますので、忘れずに届出を行ってください。期間中どうしても都合のつかない人はご連絡ください。

問い合わせ先 福祉課 障がい福祉班 (西合志庁舎) ☎242-1149
県菊池福祉事務所 ☎0968-25-0689

国民年金保険料の納付は、 口座振替をおすすめします

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、受けられなくなることがあります。また、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。

そこで、便利で安心な口座振替のご利用をお勧めします。口座振替にしておくと、毎月納めにいく時間と手間がかからず便利で安心です。

申込方法は、年金事務所や金融機関に備え付けの申出書に必要な事項を記入して、口座振替を希望される金融機関などの窓口へ提出してください。

【国民年金保険料の前納】

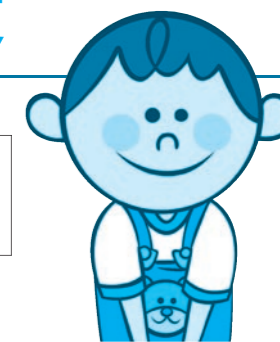
国民年金では、保険料を前払いすると割引がある「前納」という制度があり、口座振替による「前納」と現金納付やクレジットカード納付による「前納」があります。

なお、口座振替で「前納」されると現金納付やクレジットカード納付による「前納」よりも割引額が多くお得です。

詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先 熊本西年金事務所 ☎355-3261

児童扶養手当制度



児童扶養手当は、離婚などの理由で父または母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭に支給されます。

●手当の支給

手当の支給額は、受給資格者および扶養義務者(同居の直系血族およびきょうだいなど)の所得に応じて区分されます。この区分は毎年受給資格者から提出される「現況届」の審査状況で見直しがあります。

「全部支給」の人で支給対象児1人の場合は月額41,550円、「一部支給停止」の人で支給対象児1人の場合は所得に応じて月額41,540円～9,810円となります。支給対象児の2人目は月額5,000円加算、3人目以降は1人につき月額3,000円を加算します。

なお、所得制限があり、所得が限度額以上ある場合は支給停止となります。

●認定請求の受付

子育て支援課窓口(西合志庁舎3階)で相談・請求の受付を行います。詳しくはお問い合わせください。

現況届は
忘れずに! 提出期限 **8月31日(水)**

児童扶養手当を受けている人は、受給資格要件の確認および支給額区分を決定するために、毎年8月1日現在の状況を記載した「現況届」を提出することになっています。この「現況届」の提出がなければ8月以降の手当の支給がなくなります。現況届の案内は、個別に通知します。また、現況届を2年間提出しないと手当の受給権がなくなります。忘れずに届出を行ってください。期間中どうしても都合がつかない人はご連絡ください。

ひとり親家庭等医療費助成制度



市では、ひとり親家庭の生活安定と福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭(父子、母子家庭)などの医療費の一部を助成しています。

●助成対象者

次のすべてを満たす人が対象となります。

- 国民健康保険法の規定による被保険者または社会保険各法の規定による被保険者もしくは被扶養者
- 市内に住所を有する母子家庭の母もしくは父子家庭の父およびその者に扶養されている児童または父母のない児童

※所得制限があります。

※助成対象期間については以下のとおりです。

児 童：18歳に達する日以降最初の3月31日まで

父・母など：子が20歳に達する月末まで
(ただし、子を扶養している場合)

●助成額

助成対象者またはその保護者が一部負担金を支払った場合に支払額の3分の2に相当する額を助成します。

ただし、加入保険による付加給付などがあるときは、その額を控除した額の3分の2に相当する額を助成します。

関係書類の提出が必要です!

毎年、8月1日時点の資格確認を行ないますので、個別に関係書類の提出を忘れずに行ってください。(該当者あてに個別に通知します)

また、住所、氏名、加入保険、世帯の構成などに変更があれば変更届を提出する必要がありますので手続きをお願いします。

問い合わせ先 子育て支援課 (西合志庁舎) ☎242-1159